

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 5 月25日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-6880-6400

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 新生・フラトンVPICファンド

【届出の対象とした募集（売出）  
内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1,300億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年11月24日付をもって提出しました有価証券届出書（平成24年4月13日付で有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新および訂正するため、また、原届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_は訂正部分を示します。

### 第一部 証券情報

#### (7) 申込期間

<訂正前>

（前略）

申込期間は、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

（前略）

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (9) 払込期日

<訂正前>

（前略）

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です（以下同じ）。

<訂正後>

（前略）

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

## 第二部 ファンド情報

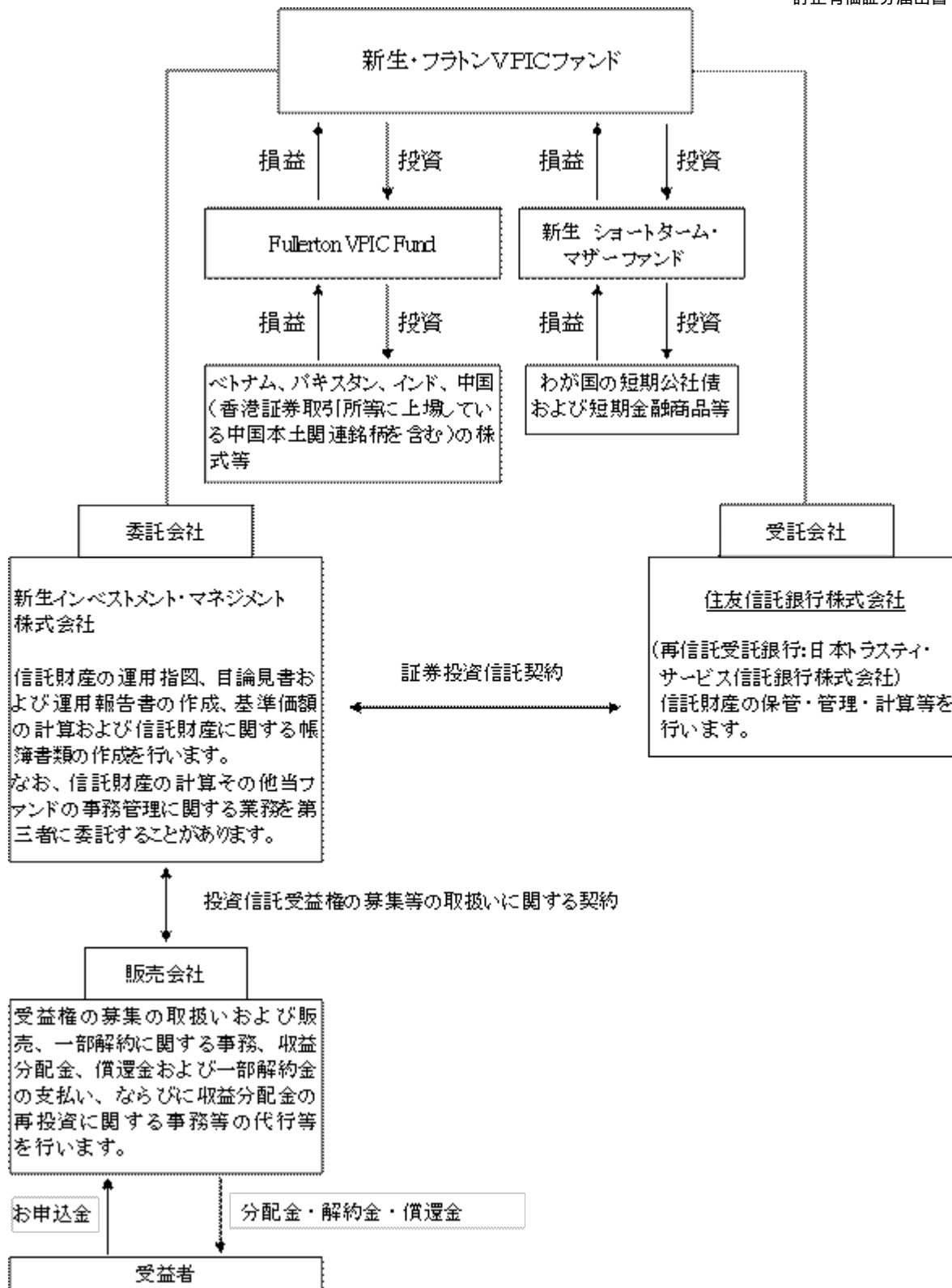
### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

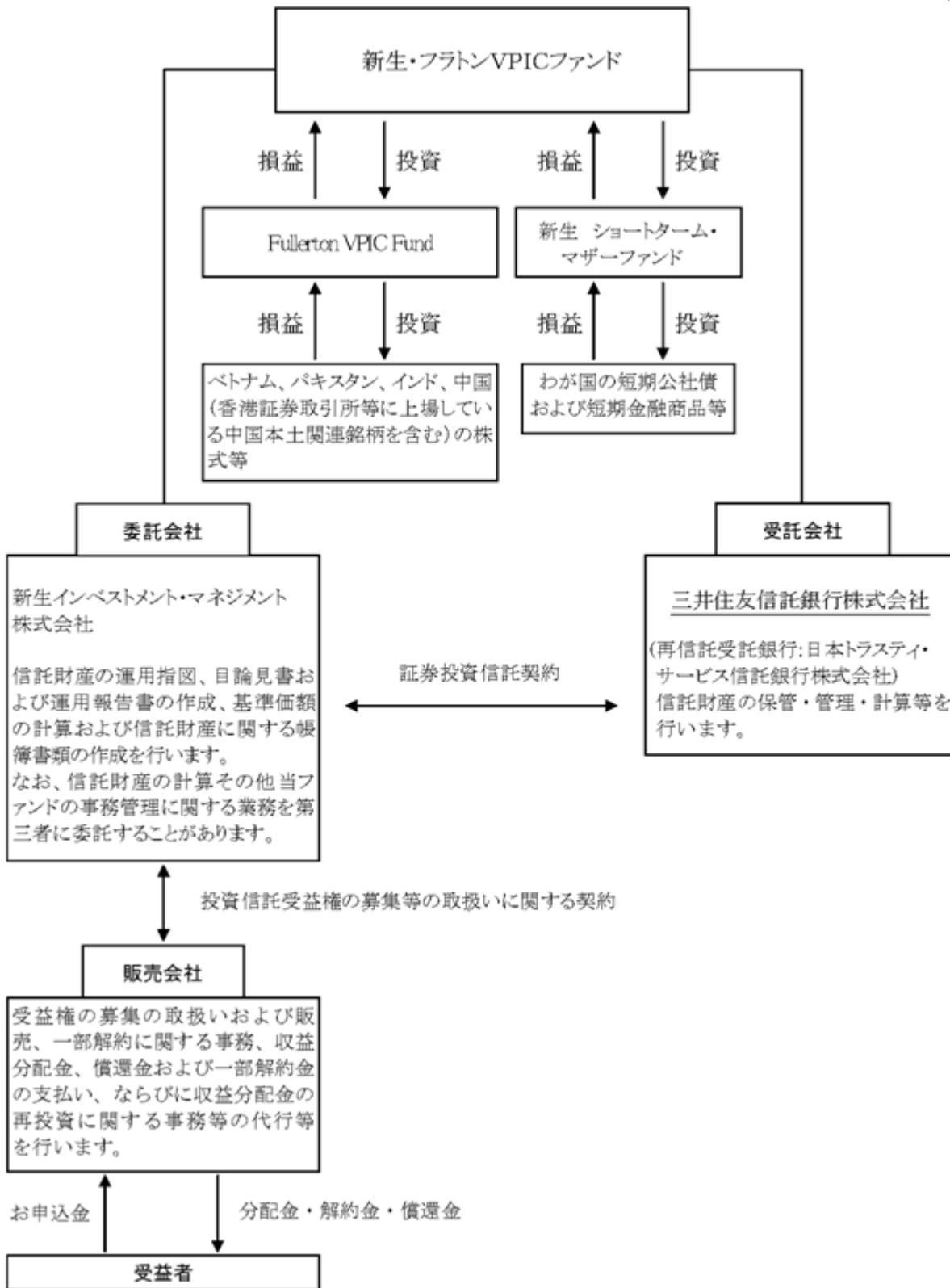
#### （3）ファンドの仕組み

##### ファンドの仕組み

<訂正前>



<訂正後>



## 契約等の概要

### 1) 証券投資信託契約

<訂正前>

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

<訂正後>

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（三井住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

委託会社の概要

1) 資本金

<訂正前>

4億9,500万円（平成23年9月末日現在）

（中略）

3) 大株主の状況

（平成23年9月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（%）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

<訂正後>

4億9,500万円（平成24年3月末日現在）

（中略）

3) 大株主の状況

（平成24年3月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（%）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

2 投資方針

(2) 投資対象

運用の指図範囲等

<訂正前>

- 1) 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生

ショートターム・マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

(後略)

<訂正後>

- 1) 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生ショートターム・マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

(後略)

<投資対象投資信託証券の概要>

(中略)

<訂正前>

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	契約型投資信託受益証券/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年12月10日(収益の分配は行いません。)
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	かかりません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	住友信託銀行株式会社

<訂正後>

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	契約型投資信託受益証券/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

主な投資 態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資 制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年12月10日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	かかりません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社

### （3）運用体制

フラトン・ファンド・マネジメント

<訂正前>

（中略）

上記の運用体制等は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（中略）

上記の運用体制等は平成24年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 3 投資リスク

（2）投資リスクに対する管理体制

フラトン・ファンド・マネジメント

<訂正前>

（中略）

上記体制は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります

<訂正後>

（中略）

上記体制は平成24年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4 手数料等及び税金



## （５）課税上の取扱い

以下のとおり更新されます。

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

<普通分配金と元本払戻金（特別分配金）>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

- （１）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （２）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
- （３）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本>

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- （１）受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- （２）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の

額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

#### <個人投資家の場合>

##### (1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

##### (2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

#### <法人投資家の場合>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## 5 運用状況

以下のとおり更新されます。

以下は平成24年3月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	4,344,928,128	96.97
親投資信託受益証券	日本	71,595,486	1.60
コール・ローン等・その他の 資産（負債控除後）		64,134,435	1.43
合計(純資産総額)		4,480,658,049	100.00

### (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額(円)	評価 単価 (円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	953,046,730	4,124	3,930,907,951	4,558	4,344,928,128	96.97
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	70,467,999	1.0154	71,553,206	1.0160	71,595,486	1.60

## (種類別および業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		96.97
親投資信託受益証券		1.60
合計		98.57

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成23年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第1期計算期間末 (平成20年8月26日)	10,651	10,651	0.6144	0.6144
第2期計算期間末 (平成21年8月26日)	8,169	8,169	0.5147	0.5147
第3期計算期間末 (平成22年8月26日)	6,428	6,428	0.4874	0.4874

第4期計算期間末 (平成23年8月26日)	4,578	4,578	0.4179	0.4179
第5期中間計算期間末 (平成24年2月26日)	4,480	4,480	0.4579	0.4579
平成23年3月末日	6,281		0.5213	
平成23年4月末日	6,318		0.5299	
平成23年5月末日	5,834		0.4980	
平成23年6月末日	5,719		0.4955	
平成23年7月末日	5,276		0.4740	
平成23年8月末日	4,605		0.4211	
平成23年9月末日	4,408		0.4113	
平成23年10月末日	4,424		0.4218	
平成23年11月末日	4,084		0.3972	
平成23年12月末日	3,840		0.3796	
平成24年1月末日	4,127		0.4132	
平成24年2月末日	4,532		0.4611	
平成24年3月末日	4,480		0.4579	

\* 純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

#### 分配の推移

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	0.0000
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	0.0000
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	0.0000
第4期計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年8月26日)	0.0000
第5期中間計算期間 (平成23年8月27日～ 平成24年2月26日)	-

#### 収益率の推移

期間	収益率（%）
第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	?38.6
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	?16.2
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	?5.3
第4期計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年8月26日)	?14.3
第5期中間計算期間 (平成23年8月27日～ 平成24年2月26日)	9.6

\* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

<参考>

(2012年3月末現在)

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。  
 ※上記グラフの2008年10月8日から2009年1月6日までの期間は暫定の基準価額、純資産に基づいておりますのでご注意ください。

### 分配の推移

決算期	分配金
11年8月	0円
10年8月	0円
09年8月	0円
08年8月	0円
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

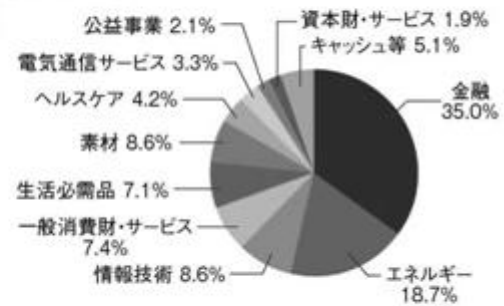
### 主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

#### 【組入上位銘柄】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	中国工商银行	中国	金融	6.0%
2	騰訊	中国	情報技術	3.7%
3	中国平安保険	中国	金融	3.5%
4	MCB銀行	パキスタン	金融	3.3%
5	中国海外発展	中国	金融	3.2%
6	中国建設銀行	中国	金融	3.1%
7	中国海洋石油	中国	エネルギー	2.8%
8	ベトナム乳業	ベトナム	生活必需品	2.7%
9	パキスタン国営石油会社	パキスタン	エネルギー	2.6%
10	中国石油化工	中国	エネルギー	2.6%

#### 【業種配分】

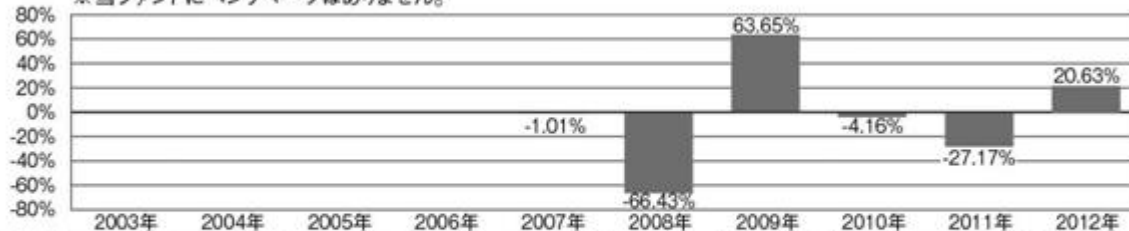


※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。  
 ※上記の業種はMSCI/S&P GICS\*の業種区分に基づいています。  
 \*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)のことです。

### 年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。<暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※上記グラフにおける2008年及び2009年の年間収益率は、2008年末の暫定の基準価額に基づいておりますのでご注意ください。  
 ※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。  
 ※2007年は設定日(9月28日)から年末までの収益率、2012年は1月から3月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

## &lt;参考&gt;

以下は平成24年3月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)投資状況

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	389,941,420	98.18
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		7,219,047	1.82
合計(純資産総額)		397,160,467	100.00

## (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第262回国庫短期証券	250,000,000	99.97	249,936,500	99.98	249,958,000	-	2012年6月4日	62.94
2	日本	国債証券	第255回国庫短期証券	100,000,000	99.97	99,975,800	99.99	99,990,900	-	2012年5月7日	25.18
3	日本	国債証券	第264回国庫短期証券	40,000,000	99.97	39,989,880	99.98	39,992,520	-	2012年6月11日	10.07

## (種類別および業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.18
合計		98.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (4) 設定及び解約の実績

期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
----	----------	----------

第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	21,065,236,870	3,729,434,007
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	755,001,149	2,218,903,274
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	830,041,313	3,512,589,069
第4期計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年8月26日)	662,932,190	2,895,569,944
第5期中間計算期間 (平成23年8月27日～ 平成24年2月26日)	36,172,119	1,160,682,564

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

## 第2 管理及び運営

### 3 資産管理等の概要

#### (5) その他

##### 償還金について

##### <訂正前>

- 1) 償還金は、原則として、信託終了日後（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

(後略)

##### <訂正後>

- 1) 償還金は、原則として、信託終了日後（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。

(後略)

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

以下の内容が追加されます。

#### <ファンドの経理状況・中間>

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成23年8月27日から平成24年2月26日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

[次へ](#)



新生・フラトンVPICファンド 中間財務諸表  
 (1) 中間貸借対照表

(単位：円)

第5期中間計算期間 (平成24年2月26日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	96,231,566
投資信託受益証券	4,379,901,330
親投資信託受益証券	71,588,440
未収利息	394
流動資産合計	4,547,721,730
資産合計	4,547,721,730
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	19,881,639
未払受託者報酬	1,125,118
未払委託者報酬	24,077,465
その他未払費用	526,424
流動負債合計	45,610,646
負債合計	45,610,646
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	9,832,204,783
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	5,330,093,699
純資産合計	4,502,111,084
負債純資産合計	4,547,721,730

[次へ](#)

## ( 2 ) 中間損益及び剰余金計算書

( 単位 : 円 )

	第 5 期中間計算期間 (自平成23年 8 月27日 至平成24年 2 月26日)
<b>営業収益</b>	
受取利息	14,873
有価証券売買等損益	411,166,580
営業収益合計	411,181,453
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	1,125,118
委託者報酬	24,077,465
その他費用	526,424
営業費用合計	25,729,007
営業利益又は営業損失 ( )	385,452,446
経常利益又は経常損失 ( )	385,452,446
中間純利益又は中間純損失 ( )	385,452,446
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	8,834,693
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	6,378,405,441
剰余金増加額又は欠損金減少額	675,702,195
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	675,702,195
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,677,592
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,677,592
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	5,330,093,699

[次へ](#)

## ( 3 ) 中間注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第 5 期中間計算期間 (自平成23年 8 月27日 至平成24年 2 月26日 )
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	( 1 ) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間 計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 ( 2 ) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間 計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価して おります。
2 . その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 8 月27日から翌年 8 月26日までと しており、第 5 期中間計算期間は平成23年 8 月27日から平成24年 2 月26日まで となっております。

## ( 追加情報 )

第 5 期中間計算期間 (自平成23年 8 月27日 至平成24年 2 月26日 )
第 5 期中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及 び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日）を適用して おります。

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

項目	第 5 期中間計算期間 (平成24年 2 月26日現在 )
1 . 当該中間計算期間の末日における受益権総数	9,832,204,783口
2 . 投資信託財産の計算に関する規則第55条の 6 第10号に規定する額 元本の欠損	5,330,093,699円
3 . 1 口当たり純資産額 ( 1 万口当たり純資産額 )	0.4579円 ( 4,579円 )

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第 5 期中間計算期間 (自平成23年 8 月27日 至平成24年 2 月26日 )
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は 欠損金増加額 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額は、それぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及 び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で 表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第5期中間計算期間 （平成24年2月26日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

第5期中間計算期間 （自平成23年8月27日 至平成24年2月26日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第5期中間計算期間 （平成24年2月26日現在）
期首元本額	10,956,715,228円
期中追加設定元本額	36,172,119円
期中一部解約元本額	1,160,682,564円

2 有価証券関係

第5期中間計算期間 （平成24年2月26日現在）
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第5期中間計算期間 （平成24年2月26日現在）
該当事項はありません。

[次△](#)

< 参考 >

本報告書の開示対象ファンド（新生・フラトンVPICファンド）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された受益証券は、同外国投資信託の受益証券です。同外国投資信託の第5期計算期間（平成23年1月1日から平成23年12月31日）終了後に現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりですが、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

（単位：円）

	(平成24年2月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,144,700
国債証券	389,975,730
未収利息	9
流動資産合計	397,120,439
資産合計	397,120,439
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	390,912,727
剰余金	
剰余金	6,207,712
純資産合計	397,120,439
負債純資産合計	397,120,439

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成23年8月27日 至平成24年2月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	(平成24年2月26日現在)
1. 計算日における受益権総数	390,912,727口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0159円 (10,159円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年2月26日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （重要な後発事象に関する注記）

(自平成23年8月27日 至平成24年2月26日)
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 開示対象ファンドの中間計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成24年2月26日現在)
同中間計算期間の期首元本額	390,912,727円
同中間計算期間中の追加設定元本額	-円
同中間計算期間中の一部解約元本額	-円
同中間計算期間末日の元本額	390,912,727円
上記元本額の内訳	
新生・UTIインドファンド	300,568,055円
新生・フラトンVPICFファンド	70,467,999円
新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

## 2 有価証券関係

(平成24年2月26日現在)
該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

(平成24年 2月26日現在)

該当事項はありません。

[次へ](#)



## &lt;参考情報&gt; Fullerton VPIC Fund Class Aの2012年3月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	国	株数	時価総額(円)	組入比率(%)
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	金融	中国	5,013,868	266,255,474	6.05
TENCENT HOLDINGS LTD	情報技術	中国	70,100	160,940,147	3.65
PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA LTD	金融	中国	245,500	152,748,699	3.47
MCB BANK LTD	金融	パキスタン	907,025	144,132,886	3.27
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD	金融	中国	910,000	142,369,078	3.23
CHINA CONSTRUCTION BANK CO	金融	中国	2,135,712	135,825,672	3.08
CNOOC LTD	エネルギー	中国	738,000	124,846,730	2.84
VETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	生活必需品	ベトナム	322,500	117,208,749	2.66
PAKISTAN PETROLEUM LTD	エネルギー	パキスタン	697,716	115,597,132	2.63
CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CO	エネルギー	中国	1,258,000	112,807,748	2.56
FAUJI FERTILIZER COMPANY LTD	素材	パキスタン	954,918	107,923,778	2.45
PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	中国	924,000	107,538,069	2.44
JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	金融	ベトナム	929,070	106,436,091	2.42
MASAN GROUP CORP	生活必需品	ベトナム	232,680	104,786,754	2.38
OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	エネルギー	パキスタン	680,347	103,078,602	2.34
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	情報技術	インド	22,104	102,344,473	2.32
DR. REDDY'S LABORATORIES	ヘルスケア	インド	35,222	100,408,177	2.28
HDFC BANK LIMITED	金融	インド	113,828	95,587,044	2.17
HUB POWER-PKR	公益事業	パキスタン	2,764,401	93,477,918	2.12
PAKISTAN OILFIELDS LIMITED	エネルギー	パキスタン	262,832	86,502,341	1.96
SOBHA DEVELOPERS LTD	金融	インド	155,131	83,485,353	1.90
DHG PHARMACEUTICAL JSC	ヘルスケア	ベトナム	327,770	82,868,916	1.88
BHARTI AIRTEL LIMITED	電気通信サービス	インド	151,387	82,632,074	1.88
LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財・サービス	インド	38,725	81,884,736	1.86
UNITED BANK LTD	金融	パキスタン	1,108,340	76,717,522	1.74
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	一般消費財・サービス	中国	511,000	75,504,285	1.71
CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	エネルギー	中国	191,500	66,476,479	1.51
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	中国	436,000	60,817,743	1.38
TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術	インド	31,556	59,579,112	1.35
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	金融	中国	1,625,000	57,356,880	1.30
HT MEDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	249,730	56,355,850	1.28
HENGAN INTL GROUP CO LTD	生活必需品	中国	67,500	56,164,430	1.28
FPT CORP	情報技術	ベトナム	243,850	55,871,874	1.27
PETROVIETNAM DRILLING	エネルギー	ベトナム	350,000	55,167,515	1.25
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	25,127	54,815,970	1.24
ENGRO CHEMICAL PAK LTD	素材	パキスタン	586,028	53,065,588	1.21
PAKISTAN STATE OIL CO LTD	エネルギー	パキスタン	235,220	52,955,081	1.20
HERO HONDA MOTORS LIMITED	一般消費財・サービス	インド	15,822	52,528,853	1.19
VIETNAM EXPORT-IMPORT COMMER	金融	ベトナム	731,560	49,996,377	1.14
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	金融	インド	56,158	49,471,927	1.12
AXIS BANK LIMITED	金融	インド	24,306	45,003,447	1.02
PETROVIETNAM FERT & CHEMICAL	素材	ベトナム	390,000	44,987,301	1.02
ACC LIMITED	素材	インド	19,654	43,160,460	0.98
TAY NINH RUBBER JSC	素材	ベトナム	250,000	39,504,128	0.90
OBEROI REALTY LTD	金融	インド	86,601	37,722,043	0.86
HAGL JSC	金融	ベトナム	351,580	37,361,037	0.85
DISH TV INDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	361,590	37,324,083	0.85
CHINA MENGNIU DAIRY CO	生活必需品	中国	150,000	36,171,006	0.82
YES BANK LTD	金融	インド	59,774	35,610,257	0.81
EXIDE INDUSTRIES LTD	一般消費財・サービス	インド	125,309	30,201,114	0.69
INDUSIND BANK LTD	金融	インド	46,795	24,313,915	0.55
ENTERTAINMENT NETWORK INDIA	一般消費財・サービス	インド	49,658	17,623,459	0.40
HOA PHAT GROUP JSC	素材	ベトナム	43,250	3,946,759	0.09

(注) 有価証券明細の組入比率はケイマン籍の円建て外国投資信託Fullerton VPIC Fund Class A Unitsの純資産総額をもとに算出した比率です。業種はMSCI/S&P GICSの業種区分にもとづいています。

MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard = GICS)のことです。

### 第三部 委託会社等の情報

#### 第1 委託会社等の概況

##### 1 委託会社等の概況

###### (1) 資本金の額

<訂正前>

平成23年9月末現在

(後略)

<訂正後>

平成24年3月末現在

(後略)

##### 2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

平成23年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計28本(追加型投資信託17本、単位型投資信託11本)であり、純資産の総額は128,543百万円(百万円未満切捨)です。

<訂正後>

(前略)

平成24年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計24本(追加型投資信託16本、単位型投資信託8本)であり、純資産の総額は149,372百万円(百万円未満切捨)です。

[次へ](#)

### 3 委託会社等の経理状況

以下のとおり更新されます。

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されており、第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第11期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

[次へ](#)

## 財務諸表

## (1) 貸借対照表

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		750,015		748,455
前払費用			5,719		7,918
未収委託者報酬			209,939		189,465
未収運用受託報酬			16,877		22,526
未収収益			12,450		7,545
繰延税金資産			6,741		1,051
差入保証金	2		29,082		-
流動資産計			1,030,827		976,962
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	3,950		47,094	
器具備品	1	3,591		4,714	
無形固定資産					
ソフトウェア		7,470		5,390	
商標権		193		118	
投資その他の資産					
差入保証金	2	-		44,119	
繰延税金資産		605		-	
固定資産計			15,811		101,438
資産合計					
			1,046,639		1,078,401

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			206,200		171,204
未払手数料	2	124,082		110,179	
その他未払金	2	82,118		61,025	
未払費用			17,836		10,667
未払法人税等			19,542		3,927
未払消費税等			3,498		2,406
固定資産処分損失引当金			5,305		-
その他			23		983
流動負債計			252,407		189,189
固定負債					

資産除去債務			-		26,798
繰延税金負債			-		9,845
固定負債計			-		36,644
負債合計			252,407		225,834
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		299,231		357,566	
利益剰余金合計			299,231		357,566
株主資本合計			794,231		852,566
純資産合計			794,231		852,566
負債・純資産合計			1,046,639		1,078,401

## (2) 損益計算書

期別		第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,737,419		1,571,807	
運用受託報酬		125,022		122,817	
その他営業収益		40,426		26,532	
営業収益計			1,902,869		1,721,157
営業費用					
支払手数料	1	1,076,307		969,557	
広告宣伝費		52,884		34,827	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		590		586	
調査費		106,657		109,811	
委託計算費		29,530		25,355	
営業雑経費					
通信費		1,941		1,840	
印刷費		14,118		13,862	
協会費		2,995		3,017	
その他営業雑経費		1,850		6,812	
営業費用計			1,287,474		1,166,270
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,275		25,290	
給料・手当		221,833		204,317	
賞与		41,410		34,115	
退職給付費用		36,846		35,669	

交際費		1,008		599	
旅費交通費		11,586		10,438	
租税公課		4,823		4,139	
不動産賃借料		36,248		37,458	
固定資産減価償却費		5,349		4,711	
資産除去債務利息費用		-		137	
諸経費		77,736		66,498	
一般管理費計			465,118		423,375
営業利益			150,276		131,511
営業外収益					
受取利息	1	112		123	
雑収入		751		3	
営業外収益計			864		126
営業外費用					
雑損失		230		1	
営業外費用計			230		1
経常利益			150,910		131,636
特別損失					
固定資産処分損失引当金繰入額	2	629		-	
固定資産除却損		-		1,380	
移転関連費用	3	-		12,891	
特別損失計			629		14,271
税引前当期純利益			150,281		117,365
法人税、住民税及び事業税	1	68,454		42,887	
法人税等調整額		6,816	61,637	16,142	59,029
当期純利益			88,643		58,335

## (3) 株主資本等変動計算書

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額	当期純利益 88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	299,231
	当期変動額	当期純利益 58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	前期末残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566
純資産合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

## 〔重要な会計方針〕

項目	第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 同左</p>

2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金</p> <p>将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>同左</p>

## 〔会計処理方法の変更〕

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

## 〔注記事項〕

## (貸借対照表関係)

第9期 (平成22年3月31日現在)	第10期 (平成23年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 2,645千円</p> <p>器具備品 14,223千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281千円</p> <p>器具備品 9,839千円</p>
<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 393,907千円</p> <p>差入保証金 29,082千円</p> <p>未払手数料 66,518千円</p> <p>その他未払金 46,861千円</p>	<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 541,584千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 62,890千円</p> <p>その他未払金 29,399千円</p>



当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

## (損益計算書関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)												
<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">452,491千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td style="text-align: right;">46,861千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。</p>	支払手数料	452,491千円	受取利息	112千円	法人税、住民税及び事業税	46,861千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">487,624千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">123千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td style="text-align: right;">29,349千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>3. 移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。</p>	支払手数料	487,624千円	受取利息	123千円	法人税、住民税及び事業税	29,349千円
支払手数料	452,491千円												
受取利息	112千円												
法人税、住民税及び事業税	46,861千円												
支払手数料	487,624千円												
受取利息	123千円												
法人税、住民税及び事業税	29,349千円												

## (株主資本等変動計算書関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																				
<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

## (リース取引関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (金融商品関係)

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に対する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

#### 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

#### 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

#### 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額

預金	750,015	750,015	-
未収委託者報酬	209,939	209,939	-
未収運用受託報酬	16,877	16,877	-
差入保証金	29,082	27,106	1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	1,975
未払手数料	124,082	124,082	-
その他未払金	82,118	82,118	-
負債計	206,200	206,200	-

## (2) 時価の算定方法

資産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	750,015
未収委託者報酬	209,939
未収運用受託報酬	16,877
差入保証金	29,082
合計	1,005,915

第10期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

## 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

## 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

## 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	748,455	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	22,526	-
差入保証金	44,119	27,016	17,103

資産計	1,004,567	987,463	17,103
未払手数料	110,179	110,179	-
その他未払金	61,025	61,025	-
負債計	171,204	171,204	-

## (2) 時価の算定方法

資産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	748,455	
未収委託者報酬	189,465	
未収運用受託報酬	22,526	
差入保証金		44,119
合計	960,447	44,119

## (有価証券関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

## （デリバティブ取引関係）

第9期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	第10期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （セグメント情報等）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）」を適用しております。

## 1. セグメント情報

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## （1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （2）地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

## （注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

## （資産除去債務関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

す。

## 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
	26,661	137	26,798

(関連当事者情報)

第9期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第10期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払 手数料	62,890
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 4,582千円</p> <p>固定資産処分損失引当金 1,583千円</p> <p>その他特別損失 <u>575千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 6,741千円</p> <p>固定資産</p> <p>その他 <u>605千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 <u>605千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 7,347千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 <u>1,051千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 1,051千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務 10,904千円</p> <p>その他 891千円</p> <p>評価性引当額 10,904千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺 <u>891千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 <u>千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 1,051千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物(除去費用) 10,737千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺 <u>891千円</u></p> <p style="text-align: right;">小計 <u>9,845千円</u></p> <p>繰延税金負債合計 9,845千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 8,794千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.20%</p> <p>住民税均等割額 0.23%</p> <p>評価性引当額の増減 9.29%</p> <p>その他 <u>0.11%</u></p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 50.30%</p>

## (退職給付関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

## (1株当たり情報)



第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり純資産額 80,225円38銭 1株当たり当期純利益 8,953円90銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			769,309
前払費用			7,017
未収委託者報酬			164,750
未収運用受託報酬			22,631
未収収益			5,007
繰延税金資産			1,703
流動資産計			970,421
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	45,152	
器具備品	1	3,873	
無形固定資産			
ソフトウェア		4,382	
商標権		80	
投資その他の資産			44,119
差入保証金		44,119	
固定資産計			97,609
資産合計			1,068,030
(負債の部)			
流動負債			
未払金			132,944
未払手数料		90,906	
その他未払金		42,038	
未払費用			10,393
未払法人税等			6,785
未払消費税等			4,123
預り金			1,022
流動負債計			155,269
固定負債			
資産除去債務			27,077
繰延税金負債			9,776
固定負債計			36,853
負債合計			192,123
(純資産の部)			
株主資本			

資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		380,907	
利益剰余金合計			380,907
株主資本合計			875,907
純資産合計			875,907
負債・純資産合計			1,068,030

## (2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬		683,297	
運用受託報酬		58,663	
その他営業収益		11,778	
営業収益計			753,739
営業費用			
支払手数料		419,386	
広告宣伝費		14,346	
公告費		600	
調査費			
図書費		282	
調査費		54,692	
委託計算費		10,645	
営業雑経費			
通信費		305	
印刷費		6,700	
協会費		1,539	
その他営業雑経費		4,340	
営業費用計			512,840
一般管理費			
給料			
役員報酬		9,900	
給料・手当		90,639	
賞与		14,479	
退職給付費用		15,560	
交際費		486	
旅費交通費		4,651	
租税公課		2,633	
不動産賃借料		22,059	
固定資産減価償却費	1	3,828	

資産除去債務利息費用		278	
諸経費		36,471	
一般管理費計			200,988
営業利益			39,910
営業外収益			
受取利息		50	
雑収入		0	
営業外収益計			50
営業外費用			
雑損失		1	
営業外費用計			1
経常利益			39,960
税引前中間純利益			39,960
法人税、住民税及び事業税		17,341	
法人税等調整額		721	16,619
中間純利益			23,340

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当中間会計期間中の変動額 中間純利益	23,340
	当中間会計期間末残高	380,907
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当中間会計期間中の変動額	23,340
	当中間会計期間末残高	380,907
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当中間会計期間中の変動額	23,340
	当中間会計期間末残高	875,907
純資産合計	当期首残高	852,566
	当中間会計期間中の変動額	23,340
	当中間会計期間末残高	875,907

## 〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
----	---

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

## 〔追加情報〕

<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 )</p> <p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24号 平成 21年 12月 4日 ）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成 21年 12月 4日）を適用しております。</p>

## 〔注記事項〕

## (中間貸借対照表関係)

<p>当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)</p>	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	3,223千円
器具備品	10,681千円

## (中間損益計算書関係)

<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)</p>	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	2,783千円
無形固定資産	1,045千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,900			9,900
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

## （リース取引関係）

当中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

## （1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	769,309	769,309	-
未収委託者報酬	164,750	164,750	-
未収運用受託報酬	22,631	22,631	-
差入保証金	44,119	28,759	15,359
資産計	1,000,812	985,452	15,359
未払手数料	90,906	90,906	-
その他未払金	42,038	42,038	-
負債計	132,944	132,944	-

## （2）時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

#### (有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
26,798		278	27,077

（セグメント情報等）

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマージング・カレンシー・債券 ファンド(毎月分配型)	新生・U T I インドファンド
営業収益	400,196	152,811

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)		
1株当たり純資産額	88,475円	48銭
1株当たり中間純利益	2,357円	62銭
(注)		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益	23,340千円	
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純利益	23,340千円	
期中平均株式数	9,900株	

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日	



至 平成23年9月30日 )

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下のとおり更新されます。

#### (1) 受託会社

- ・名称 三井住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 342,037百万円(平成24年4月1日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### 参考：再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社新生銀行
- ・資本金の額 512,204百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
  
- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 47,937百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 岡三証券株式会社
- ・ 資本金の額 5,000百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 岩井コスモ証券株式会社
- ・ 資本金の額 13,500百万円(平成24年5月1日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 フィデリティ証券株式会社
- ・ 資本金の額 5,207.5百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 内藤証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,002百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 丸近証券株式会社
- ・ 資本金の額 200百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 S M B C 日興証券株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 楽天証券株式会社
- ・ 資本金の額 7,495百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 楽天銀行株式会社
- ・ 資本金の額 25,954百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。

- ・ 名称 ばんせい証券株式会社
- ・ 資本金の額 1,558百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年4月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

岩本 正

印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

青木 裕 晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成23年8月27日から平成24年2月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成24年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年8月27日から平成24年2月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月19日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩本 正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。